

## 第23期第7回秋田海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

日時：令和8年2月9日（月）午後1時30分～午後2時20分

場所：第2庁舎8階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、  
齊藤 一成、鎌田 誠喜（出席9名）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

### 3 議事事項

（1）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

（2）くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

（3）日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

（4）その他

1）秋田県情報セキュリティ基本方針の策定について

### 4 開会

#### ○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第7回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

事前にご欠席の連絡をいただいた船木委員1名を除き、出席委員数は9名と過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは船木会長から、ご挨拶お願いいたします。

#### ○船木会長

お足元の悪い中お集まりいただき有難うございます。年が明けて最初の委員会になりますが、本年も運営について宜しくご協力をお願い申し上げます。漁業界は厳しい状況が続いていますが、本県における今季のハタハタは当初の推量どおり僅少という結果でありました。秋サケについても主要産地北海道では平成以降最低の漁獲量となる公表もありました。ただ、太平洋側を北上するスルメイカについては資源量の増大が見られ、2026年の漁獲枠の大幅増大の見込みの報道があり、日本海側の漁獲にも期待したいところです。

さて、本日の議題は先に案内した諮問事項3件のうち、1件について水産庁からの修正連絡があり、係る議題は次回以降に提案することといたしました。その旨を急遽メールにて委員各位に連絡したところでございます。よって上程議題は諮問事項2件となり、併せて報告事項、その他があります。円滑な議事運営をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

## 5 資料確認

(事務局が資料確認)

## 6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

今回は、杉本委員と腰山委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○杉本委員、腰山委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

## 7 議事

### 議題1：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

議題（1） 諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料1をご覧ください。まずは諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

次のページをご覧ください。今回は2つの知事許可漁業の公示を行うための諮問です。1つ目は沖合ひらめ刺し網漁業です。こちらは男鹿北地区の漁業者を対象とした新規の募集です。操業区域、漁業時期など制限措置の内容は現行と変わりませんが、今回は新規の漁業者であるということから資源や漁場の調整及び検証が必要であることと、3年ごとの一斉更新期間の最後1年であることを考慮し、今回は試験操業扱いとすることを考えております。許可すべき漁業者の数は2としており、こちらは男鹿北地区で調整がとれている者を想定しています。

2つ目は固定式刺し網漁業で、メバル・カサゴを対象とした秋田港内での試験操業です。時期は令和8年4月1日から30日までとしており、こちらは令和3年から実施している秋田港湾区域での洋上風力発電施設建設に伴う水産資源モニタリングの試験操業です。

続きまして、その下にあります、2許可または起業の認可を申請する期間ですが、最短で県公報に登載できる2月17日から2月20日までとしております。かなり短い申請期間ですが、沖合ひらめ刺し網漁業の漁期を逸することのないよう、漁協等と調整しながら適切に申請できるようにしてまいります。

最後に、一番下3その他、この公示にかかる許可または起業の認可の有効期間につきましては、沖合ひらめ刺し網漁業が漁期終了までの6月30日まで、固定式刺し網漁業は4月30日までとしております。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○工藤委員

沖合ひらめ刺し網について、入道崎燈台中心点から270度、米代川河口中央から270度の間ということと時期から、あまだい漕ぎ刺し網と底びき網と重なります。エ

リア内どこでもいいというわけではなく場所が指定されているはずですが、調整はできていますか。範囲が広いと思います。私も沖合ひらめ刺し網の許可を持っていますが、場所はある程度限定されます。範囲を広くするのであれば、あまだい漕ぎ刺し網等関係者へ連絡する必要があると思います。漁業法が変わっても、関係漁業者等とは調整しなければなりません。

○事務局（藤原）

ヒラメの資源が良いということと、同じ許可で現在 12 名に許可していますが、およそ 10 年前の 24 件から半減しているので件数を増やしても問題がないと考え、また、中央北地区内でも漁業者の調整がとれているということで今回 2 名を新たに追加するという内容です。

○工藤委員

地区内で調整がとれていても、米代川から入道崎ということでは、北部のあまだい漕ぎ刺し網等も入っていきます。

○伊藤委員

中央南地区の場合も指定されたところで操業しますが、中央北地区の場合はどこでもいいということですか。

○事務局（藤原）

実際は、中央北地区でも、あまだい漕ぎ刺し網、底びき網、釣り、延縄らの皆様方と調整がとれるようなエリアを設定しております。これまでと同じエリアですが、新しい 2 人ということだったので、少し制限をかける意味で今回は試験操業という状態です。

○工藤委員

公示の操業区域があまりにも漠然としているために、解釈によってはエリア重複の心配をしてしまいます。

○大竹委員

一斉更新の時に 12 件許可していますよね。今回新たに追加するというのは、そもその理由として地元での調整がついて、その地元一丸となって資源の有効利用をしたいということなのか、単にこの 2 人がやりたいから、いいよと県で言っているのか、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。更新以外の期間に新たに増やすという理由をもう少し明確に教えてください。

○事務局（藤原）

もちろん地元での調整がとれたことがまず 1 つあります。また、ヒラメの資源が良いということもあり、ハタハタやマガレイなどの資源が非常に悪いので、そういった状況においてはできるだけ資源が良いものを有効活用しないといけないと県では考えました。地元の希望と調整が整って、なおかつ資源もあるヒラメを利用していくべきと考え、追加で許可しようというものです。

○大竹委員

個人ではなく地域として資源を有効活用するために、地区内の事情は把握しておりませんが、例えば同業者組合、団体等があって、その中で新しい 2 名が来るからみんな歓迎というような感じでしょうか。資源が良いとはいえ、狭い漁場で新たに参入することは漁場競合が起きるのが普通ですので、それでも一緒にやっという雰囲気かということを確認したいです。

○事務局（藤原）

この許可に関しては、私も含め中央北地区で皆様と話し合いをしています。個人

ではなく、地域としてヒラメを有効活用していこうという話です。

○鎌田委員

今回の2名は北浦地区の2名で、地区には刺し網をやっている者の会があります。この2名は遊漁船を主体にハタハタもやっていた者ですが、釣り客の減少、ハタハタも獲れないというなかで、一昨年、昨年とヒラメがかなり獲れてもいますし、2名がやりたいなということを周りが認めたということだと思います。

○大竹委員

それと、地域の協定等は皆で守っていくということでしょうか。

○鎌田委員

自分も許可を持っていますが、実際には刺し網の操業をしている人は減っています。そういった現状もあって増やしても大丈夫と思います。

○船木議長

他に何か質問等ありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(藤原)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくをお願いします。

## 議題2：くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について (諮問)

○船木議長

議題(2) 諮問事項「くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明願います。

○事務局(高橋)

資料は2、7ページをご覧ください。クロマグロの令和8管理年度の知事管理漁獲可能量を定める内容の知事からの諮問です。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

9ページをご覧ください。こちらが農林水産大臣から通知があった令和8管理年度のくろまぐろの都道府県別漁獲可能量です。クロマグロの漁獲可能量の当初配分は、小型魚は40.2トン、大型魚は49.3トンであり、いずれも令和7年度と同量となっております。ページは1ページ戻って8ページをご覧ください。知事管理区分への配分の告示案です。小型魚、大型魚ともに農林水産大臣からの配分量の5%を県の留保とし、残りの95%を知事管理区分へ配分しております。そのため、小型魚は40.2トンから県の留保2トンを除いた38.2トンを知事管理区分へ配分し、同様に大型魚は49.3トンから県の留保2.5トンを除いた46.8トンを知事管理区分へ配分することとしております。

今回の諮問事項は令和8年度の当初配分についてであり、例年6月頃には水産庁から追加配分の通知があるため、その際の変更手続きにつきましては通知が届きしだい改めて本委員会に諮問させていただく予定です。なお、来年度の最終的な漁獲可能量は、この当初配分と追加配分を合算した総量となりますが、当初配分については4月1日から漁獲しても良い枠となるため、4月からクロマグロ漁が開始できるよう、本委員会終了後、速やかにくろまぐろ協定管理委員会を開催し、そこで具体的な地区配分方法について協議を行い、調整してまいりたいと考えております。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(高橋)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく申し上げます。

### 議題3：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について(報告)

○船木議長

それでは次に移ります。議題(3)、これは報告事項になりますが、「日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」、事務局より報告願います。

○事務局(藤原)

資料4をご覧ください。まず配布資料の構成について説明ですが、20ページ目までが日本海・九州西広域漁業調整委員会の部会の資料です。その後21ページ目以降が本体の広域漁業調整委員会本会での資料になります。令和7年12月2日に開催され、両会議とも大竹委員からWebでご出席いただきました。内容について、概略だけ簡単に説明させていただきます。

まず午前中の日本海部会ですが、3ページ目以降にございますとおり、本県沖を含む日本海北部での広域資源ということで、マガレイとハタハタの資源状況について説明があり、両方とも資源状況は良くないという説明でした。続いて、午後の本会議ですが、24ページ目以降をご覧ください。まず24ページではくろまぐろの委員会指示の内容を記載していますが、変わることといたしましては、令和8年4月1日から遊漁者の届出制が開始されます。

続いて76ページ以降です。こちらは広域漁業調整委員会の沿岸くろまぐろ漁業の承認の更新結果ですが、77ページに全ての記載があります。県内は令和7年4月に164名が承認されています。続いて98ページ目以降では、各ブロックにおける広域資源の管理状況について説明がありました。最後に152ページ目以降では、水産庁の令和8年度予算概要の状況が報告されました。簡単ですが、説明は以上です。

○船木議長

後ほど資料のご確認をお願いいたします。質問等はございますか。

○大竹委員

日本海北部会にも出席させていただきましたが、新潟の土屋委員からマガレイだけでなくヤナギムシガレイやマコガレイも減っており、本県も同じような傾向にあると思います。エソが増えており、エソとカレイの関係は不明ですが、エソが増えるというのはあまり経験がないということで情報がありました。特にマガレイの資源というのは壊滅的な状況になっておりますが、生まれているが大きくなれない、資源に加入できていないという調査結果もあるとのことでした。ハタハタに関しては、山形の加藤委員から、ここ4年間全く漁獲がないような状況で、かなり危機的な状況だというような話がありましたので付け加えておきたいと思います。

○工藤委員

エソは、あまだい漕ぎ刺し網、底びき網でも増えており、だんだん大きくなっています。かまぼこの原材料ですが、骨が多くて誰も食べないことから獲れても水揚げしません。

ハタハタは、深場でブリコ採捕の試験操業をしましたが全くだめでした。

○船木議長

新潟県でヤナギムシガレイやマコガレイも減っているとのことでした。本県ではどうでしょうか。

○大竹委員

カレイ類は獲るものがなくなるのではないのでしょうか。

○工藤委員

ミズガレイは増えるような傾向にあったのですが、ヤナギムシガレイとマコガレイは減っています。

○船木議長

ヒラメはどうですか。

○鎌田委員

ヒラメは沖合の方は獲れていますが、沿岸にはあまり入ってきていないです。

○工藤委員

トラフグ、マダイ、ヒラメ等の放流している魚種は増えているのでしょうか。

○事務局（藤田）

マダイ、ヒラメは不明ですが、トラフグは5トン前後で安定しています。

○伊藤委員

沿岸のイシガレイは皆無です。ワタリガニもだめです。

○工藤委員

洋上風車が建ってから沿岸にワタリガニ、カレイ類、シロギスが寄らなくなりました。北部でシロギスをやっている者が1隻いますが、1～2箱程度です。網が泥で真っ黒になってきて、夏には目詰まりしてしまいます。そういった影響もあって獲れていません。

○事務局（藤田）

出漁しても獲れないのでしょうか。

○工藤委員

そうです。精一杯やって1～2箱程度です。

○船木議長

さらなるデータ集積が必要ですね。

#### 議題4：その他

○船木議長

それでは次に移りたいと思います。議題（4）その他「秋田県情報セキュリティ対策基本方針の策定について」、事務局より説明願います。

○事務局（藤田）

資料に基づいて説明したいと思います。資料4の15ページからになります。令和7年11月27日、秋田県知事から当委員会会長に秋田県情報セキュリティ対策基本方針の策定についてという協議文書が来ております。県では法令等に基づいて、保有する個人情報等に関する機密性、完全性や可用性の維持に関するセキュリティ対策の指針として、秋田県情報セキュリティ対策基本方針の案を定め、これを運用しているところです。15ページは情報セキュリティを提案するデジタル政策課からの協議文書であります。16ページ、こちらが総務省からの通知文書です。この中で地方公共団体においてもサイバーセキュリティを確保するための方針に関する指針策定を指示する文書で、これまで県としてセキュリティ対策の定めた指針を作って運用していたところですが、議会や各委員会、独立行政法人等も同様に情報のセキュリティ対策と方針の策定等の措置を講ずることが必要とされています。

デジタル政策課は、この指針等に対して当委員会も含めて各委員会が独自で策定することも可能とのことでした。今回添付しました秋田県情報セキュリティ対策基本方針に、当委員会を加える形ではどうかという提案があり、他の委員会、労働委員会なども同様の対応を予定しているということでした。25ページから26ページをご覧ください。先ほどの基本方針案の新旧対照表で修正箇所を示したものです。26ページ4適用範囲で、これまでは県の組織のみが記載されていますが、これに海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が追加されるという変更と、5職員また非常勤職員等に委員を加える修正、そして7の部分は必要な文言を修正と伺っております。

これに関して、回答期限が1月中とされておりましたが、この期限までに委員会の開催がなかったため、会長に相談しながら、承諾の旨を回答したものが最終ページで、1月29日付けで承諾の旨を回答したところです。以上、4月1日の施行以降、当委員会も改正の方針に基づき情報セキュリティ対策を実施していくこととなりますので、ご承知おきください。説明は以上です。

○船木議長

基本方針の策定については、配布資料に基づきまして、国からの通知等に対応していくわけですが、中身を見ると県の各行政委員会組織も基本方針に則って作成しているようです。本委員会としても、それに則って、他の委員会同様この基本方針でいくという説明でした。事前の説明を12月、1月にできればよかったです。タイミングが合わなかったようです。内容的には私に一任がありましたが、こういった状況ですので、今日は報告ということで皆様のご意見を伺っていきたいということです。この方針について何か質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは議事については終了します。

## 8 その他

○船木議長

その他ですが事務局から何かありますか。

○事務局（高橋）

今年度のクロマグロの漁獲状況と漁獲枠の融通について説明させていただきます。資料がないため、口頭で説明させていただきます。今年度も漁期の後半の10月から定置網漁業の未消化分の枠を漁船漁業へ融通し、消化率の高い地区が優先的に漁獲できる枠を設定するなど、県内の消化率を高めるための取り組みを実施してまいりました。現時点の漁獲状況については、小型魚は漁獲枠 57 トンに対し漁獲実績が約 53 トン、残枠が 4 トン、消化率は約 93%となっております。大型魚は漁獲枠 60.6 トンに対し漁獲実績が約 44.5 トン、残枠が約 16 トン、消化率は約 73%となっております。

水産庁からは消化率が 8 割を超える県に対して消化率メリットとして翌年度の枠に追加配分を行うと説明されているため、本県の大型魚の消化率が 8 割以上となるよう、残枠を他県に譲渡する方向で現在調整を進めています。譲渡については既に県内漁協を通じてくろまぐろ協定管理委員へ連絡し了承を得ており、大型魚は 5.5 トンを直接本県へ要望のあった京都府と高知県へ融通することとし、水産庁へその旨報告する予定です。この融通によって大型魚の漁獲枠が 60.6 トンから 55.1 トンとなり、消化率は 8 割となります。譲渡後の残枠は約 10 トンとなりますが、3 月末までにこの量以上に漁獲され枠を超過することはないと考えております。水産庁からの融通に関する文書については次回の本委員会では報告し、県の漁獲可能量の変更の諮問をさせていただきますので、事後になりますますがよろしく申し上げます。以上です。

○工藤委員

3 月までに 10 トンはいかないと思いますが、テリの方々がもしかすると 3 月あたりにマグロに切り替えるかもしれません。ご承知おきください。

○船木議長

譲渡に関しては次回開催時に改めて説明をお願いしたいと思います。

そのほかに事務局から何かありますか。

○事務局（藤田）

とくにありません。

○船木議長

委員の皆さんから何かありますか。

○委員

（発言なし）

## 9 閉会

○船木議長

それでは第 2 3 期第 7 回秋田海区漁業調整委員会を終了します。